



木更津市地域猫ボランティア団体活動実施要綱

いいね! シェアする X ポスト

ページID : 10666 更新日 : 2024年11月21日

概要

木更津市地域猫ボランティア団体活動実施要綱を令和6年8月1日付けで制定しました。

地域猫活動とは、地域にいる飼い主のいない猫の問題を、地域住民・問題解決に取り組むボランティア・行政の三者が協力しあって解決を目指すことにより、人と猫とが共生する地域づくりをしていくという考え方です。

具体的には、猫のトイレ、エサ、繁殖などを地域で適正に管理することにより、飼い主のいない猫によるトラブルを減らし、地域環境を改善していく活動です。

市では、地域猫活動に取り組むボランティアのグループに木更津市地域猫ボランティア活動証を発行し、活動が円滑にできるように支援しています。

➤ [地域猫活動](#)

団体登録要件

1. 市内に居住し、同一の世帯でない3名以上が所属すること。
2. 市内で地域猫活動を行うものであること。
3. 地域猫の管理を行う場所（給餌場等を含む。）の土地所有者の同意を得ていること。
4. 活動場所の属する町内会、自治会等の同意（町内会等がない場合は、活動場所に隣接する土地所有者及び住居者の同意）を得ていること。
5. 地域猫活動にあたり団体及び構成員の責任で行うこと。
6. 木更津市、君津健康福祉センター、千葉県から委嘱を受けた千葉県動物愛護推進員及び町内会等との連携を、良好に保てること。

登録の流れ

上記の登録要件を全て満たしている場合、下記の手順で登録することができます。

1. 窓口にて、事業の趣旨や内容の説明を受けていただきます。
2. 申請書類一式を提出します。
3. 当課より「木更津市地域猫ボランティア団体証」と「木更津市地域猫ボランティア活動証」が交付されます。

登録の申請書類について

登録を希望する団体は、下記の書類の提出をしてください。

1. 木更津市地域猫ボランティア団体登録申請書（第1号様式）及び構成員名簿（第2号様式）
2. 構成員の住所を有することを証するものの写し（運転免許証等）
3. 活動場所の属する町内会等の同意を証する書類及び地域猫の管理を行う場所の土地所有者の同意を証する書類
4. 地域猫活動を示す図面（給餌場、トイレの位置を図に示したもの）
5. その他市長が必要と認める書類

令和7年度 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助事業登録団体

資料2

吉永美子議員

ウェブ番号1025839 更新日 2025年8月15日

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助事業登録団体(動物愛護団体)は、有志で活動する非営利の団体です。

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術のための捕獲や、譲渡先探しのお手伝いをしています。
なお、猫の引き取りについては受け付けていません。

登録番号	団体名	活動PR
2025-1	恩田キャッツ愛	
2025-2	さくらCAT	
2025-3	猫の家	
2025-4	猫吉	
2025-5	茶トの会	
2025-6	ニャンニャンワールド	
2025-7	福猫	
2025-8	幸猫	
2025-9	ひまわり会	

このページに関するお問い合わせ

市民環境部 環境政策課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

下関市動物愛護推進員の活動紹介

資料3

吉永美子議員

ページID：0001819

更新日：2025年7月3日更新

動物愛護推進員とは？

人と動物が共生できる社会をつくるために、動物と地域社会に関わりを持つ住民の皆さんが、積極的、主体的に地域に根差した動物愛護を進める必要があります。

このため、下関市では動物愛護及び適正飼養の普及啓発のため、ボランティアとして「動物愛護推進員」を委嘱しています。

委嘱期間

2年間。

主な活動

- ・ 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- ・ 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物の不妊去勢手術に関する必要な助言をすること。
- ・ 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な助言をすること。
- ・ 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために市が行う施策に対して賛同し、必要な協力をする事。
- ・ 災害時において、市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする事。

《令和7年度の活動内容》

下関市動物愛護推進員委嘱状交付式

令和7年4月24日に第10期目として計21名の推進員に委嘱を行いました。



下関市HPより抜粋



すそのん報道提供資料



裾野市マスコットキャラクター

令和6年12月25日

公共施設の AED を屋外へ！ ～有事の際には24時間いつでも利用可能に～

裾野市では40の公共施設に計46台のAED（自動体外式除細動器）が設置されていますが、すべて屋内にあるため、閉館日や夜間等には利用できない状況にあります。

一方で、不慮の事故は24時間いつでも起こり得ることから、有事の際に、24時間いつでもAEDを利用いただけるよう、移設可能なもの※（9台）について、順次、屋外への移設を進めています。

このたび、移設の第一弾として、「裾野市立鈴木図書館・東西公民館」および「裾野市富岡地区コミュニティセンター」のAEDを屋外へ移設しましたので、広く周知いただきたくお願い申し上げます。

※閉門され敷地内に容易に入れない施設、住宅地から離れている施設、貸出専用機等を除く。



裾野市立鈴木図書館・東西公民館
(裾野市平松 495)



裾野市富岡地区コミュニティセンター
(裾野市御宿 680-1)

静岡県裾野市HPより抜粋

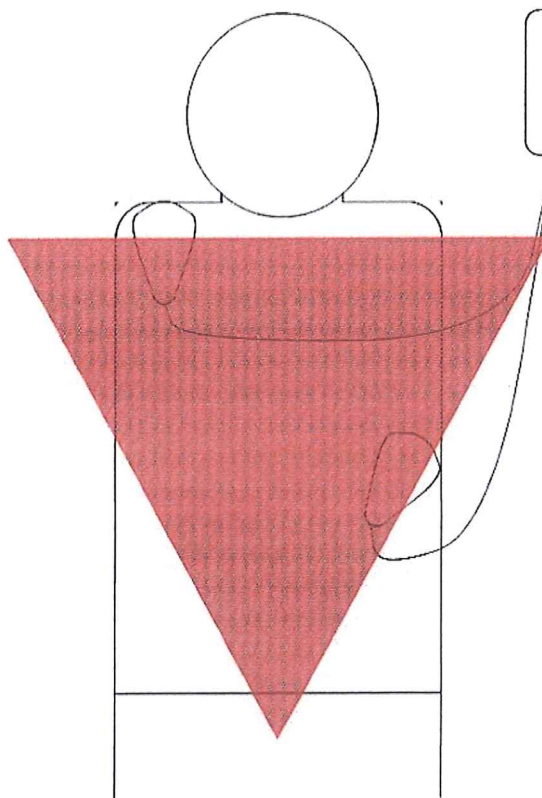
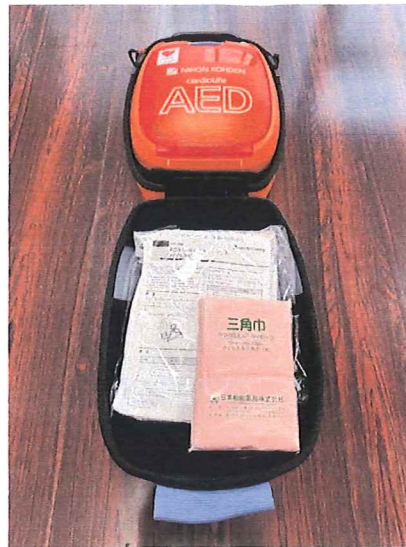
担当

裾野市 総務部 公共施設経営課
電話 055-995-1808
担当課長： 山崎
担当者： 村岡

市では、AED使用時のプライバシー保護を目的として、市内の公共施設に設置してあるAEDに三角巾を配備しました。AEDパッドは素肌に直接装着し、三角巾を広げて体にかぶせてください。また、応急手当にも活用できるため、止血や固定など必要に応じて使用ください。

市内の公共施設に設置してあるAEDはこちらで
ご確認ください。[AED設置公共施設一覧](#)

香川県東かがわ市HPより抜粋



A E D

プライバシー保護用に三角巾が入っています。

プライバシーの配慮や止血等にお使いください

人にかぶせて
お使いください



手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）概要 （令和7年法律第78号）

内閣府HPより抜粋

目的（1条）

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段

手話に関する施策を総合的に推進

2025（令和7）年11月
日本でデフリンピック初開催

基本理念（2条）

- ① **手話の習得・使用**に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする
- ② 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、**手話文化の保存・継承・発展**が図られるようにする
- ③ 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、**手話に関する国民の理解と関心**を深めるようにする

国・地方公共団体の責務（3条）

資料6

吉永美子議員

国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する

基本的施策（6条～18条）

① 手話を必要とするこどもの手話の習得の支援（6条）

- こども・保護者に対する手話に関する情報提供等
- 乳幼児期におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供
- 保護者・家族に対する手話の学習機会の提供等

② 学校における手話による教育等（7条）

- 手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供
- 手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施
- 手話を使用するこどもが学校生活で手話を自由に使用できる環境の整備

③ 大学等における配慮（8条）

- 手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進

④ 職場における環境の整備（9条）

- 手話を適切かつ円滑に使用できる職場環境の整備のための事業主による取組の促進のための情報提供等

⑤ 地域における生活環境の整備等（10条）

- 地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備
- 災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供

⑥ その他の手話の習得の支援（11条）

- 手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とする者に対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等

⑦ 手話文化の保存・継承・発展（12条）

手話文化：手話及び手話による文化的所産

- 文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようにするための取組

⑧ 国民の理解と関心の増進（13条）

- 手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
- 学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供

⑨ 手話の日（14条）

- 9月23日を「手話の日」とする

⑩ 人材の確保等（15条）

- 手話に関する専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保・養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保

⑪ 調査研究の推進等（16条）

- 手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供
- 手話の習得のためのカリキュラムの開発、手話による円滑な意思疎通を図るための先端的な技術（デジタル技術など）を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進・成果の普及

⑫ 国際交流の推進（17条）

- 手話を使用する者の国際的交流の支援
- 手話文化に関する情報交換等の活動の支援

⑬ 手話を使用する者等の意見の反映（18条）

- 障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画〔いずれも障害者基本法に基づき策定〕への反映（4条）
- 手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる（5条）
- 施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える（附則2項）

※施行期日：令和7年6月25日